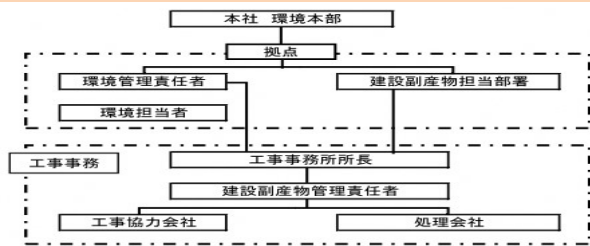


産業廃棄物処理計画書	
2025 年 6 月 30 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 大阪府中央区伏見町 3 - 2 - 6	
氏名 株式会社鍛冶田工務店 代表取締役社長 鍛冶田 八彦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 06-4707-1351	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社鍛冶田工務店 大阪本社
事業場の所在地	神戸市管轄区域内
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合建設業
②事業の規模	完工高 458億2369万円
③従業員数	359名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 汚泥→脱水、乾燥、安定処理、焼成等（再生処理業者に委託）→再生土、管理型埋立 ・ 木くず→破砕（再生処理業者に委託）→再生資材、管理型埋立 ・ ガラス・コンクリート・陶磁器くず→破砕（中間処理業者に委託）→再生資材、安定型埋立 ・ がれき類→破砕（再生処理業者に委託）→再生砕石、再生アスファルト、安定型埋立 ・ 管理型混合廃棄物→分別（中間処理業者に委託）→再資源化、管理型埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 カブスぐす、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	排出量	1535.16 t	780 t
	(これまでに実施した取組) ・ 工法の改善 ・ 梱包材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 カブスぐす、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	排出量	1300 t	500 t
	(今後実施する予定の取組) ・ これまで実施してきた取り組みの継続と強化 ・ 混合廃棄物削減と再資源化率向上のため分別収集の強化		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類（コンクリートくず、アスコンくず）と木くずを分別 ・ 石綿含有産業廃棄物が他に混入しないよう確実に分別と保管
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ これまで実施してきた取り組みの継続と強化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	全処理委託量	1535.16 t	780 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1535.16 t	780 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
	・工法の改善 ・梱包材の簡素化		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1500 がれき類
	全処理委託量	1300 t	500 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1300 t	500 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまで実施してきた取組みの継続及び強化 ・混合廃棄物削減と再資源化率向上のため、分別収集の取組み強化		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。